

亀山市防火基準適合表示要綱

(目的)

第1条 この告示は、ホテル、旅館等の不特定多数の者を収容する防火対象物の防火安全対策の重要性に鑑み、防火対象物の関係者の防火に対する認識を高め、防火管理業務の適正化並びに消防用設備等の設置及び維持管理等を促進するとともに、重要な建築構造等への適合性も含めた防火及び防災管理上の一定の基準に適合している防火対象物について、表示を行うことにより、その情報を利用者等に提供し、防火安全体制の確立を図るものとする。

(表示対象物)

第2条 防火及び防災管理上の表示基準に適合している旨の表示（以下「表示」という。）をする対象物は、ホテル、旅館等（消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第一（5）項イ並びに同表（16）項イに掲げる防火対象物のうち同表（5）項イの用途に供する部分が存するもの。以下同じ。）で、次の各号に該当するものとする。

- (1) 消防法（昭和23年法律第186号）第8条の適用があるもの
- (2) 防火対象物の地階を除く階数が3以上のもの

(表示基準)

第3条 表示に当たっての点検項目は、別表1に掲げる項目とする。
2 適合状況を判定する判定基準については、別に定める。

(審査)

第4条 表示基準に基づく審査は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 消防法に定める防火対象物（防災管理）定期点検報告、消防用設備等点検報告、製造所等定期点検記録表、建築基準法（昭和25年法律第201号）に定める定期調査報告等の現行の制度を活用するものとする。

(2) 必要に応じて現地確認を実施するものとする。

(表示マークの交付)

第5条 防火対象物における防火管理を適正に実施し、火災予防及び人命安全対策が的確であると認められるものについては、次に定めるところにより表示マークを交付する。

(1) 消防長は、ホテル、旅館等の関係者（以下「関係者」という。）からの申請により、第3条に掲げる表示基準に基づく審査において、その申請に係る防火対象物が表示基準に適合していると認める場合（次号に定める場合を除く。）には、関係者に対して、ホテル、旅館等が表示基準に適合している旨を通知するとともに、別表2に定める表示マーク（銀）を交付する。ただし、表示マーク（銀）を継続して交付する場合は、適合している旨の通知のみを行うものとする。

(2) 消防長は、関係者からの申請により、その申請に係る防火対象物について次に掲げる事項に該当すると認められる場合には、関係者に対して、ホテル、旅館等が表示基準に適合している旨を通知するとともに、別表2に定める表示マーク（金）を交付する。ただし、表示マーク（金）を継続して交付する場合は、適合している旨の通知のみを行うものとする。

ア 表示マーク（銀）が3年間継続して交付されており、かつ表示基準に適合していると認められる場合

イ 表示マーク（金）が交付されており、交付日から3年が経過する前に更新申請され、表示基準に適合していると認められる場合

(表示マークの掲出)

第6条 前条により、表示マークの交付を受けた関係者は、当該防火対象物に表示マークを掲出するとともに、ホームページ等において電子データの表示マークを使用することができるものとする。なお、ホームページ等における表示マークの使用方法については、別に定める。

(表示マークの有効期間)

第7条 表示マークの有効期間は、交付日から表示マーク（銀）は1年間、表示マーク（金）は3年間とする。

(表示マークの返還)

第8条 消防長は次のいずれかに該当する関係者については、表示マークを返還させるものとする。

(1) 表示マークの有効期間が満了し、交付申請を行わない場合

(2) 表示マークの有効期間中であっても、次のいずれかに該当する場合。なお、表示マークを返還させる際には、消防長は、その理由を付記した文書により、関係者に通知するものとする。

ア 表示マークが交付されている防火対象物において表示基準に適合しないことが明らかとなった場合

イ ホームページ等への表示マークの使用に際して配付された表示マークの電子データを無断で転用した場合

(表示マークの再交付)

第9条 前条の規定により表示マークを返還させた防火対象物について、その関係者から表示マークの交付について再申請され、再審査において表示基準に適合していると認められる場合には、返還前の表示マークの種別に関係なく表示マーク（銀）を再交付するものとする。なお、この場合、表示マークの返還の理由となった違反等の内容に応じて十分な確認期間を確保すること。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は消防長が別に定める。



附 則

この要綱は、平成26年6月20日から施行する。

別表 1 （第 3 条 関係）

区分	点検項目
防火管理 等	防火対象物の点検及び報告
	防火管理者等の届出
	自衛消防組織の届出
	防火管理に係る消防計画
	統括防火管理者等の届出
	防火・避難施設等
	防災対象物品の使用
	圧縮アセチレンガス等の貯蔵等の届出
	火気使用設備・器具
	少量危険物・指定可燃物
防災管理	防災管理対象物の点検及び報告
	防災管理者等の届出
	防災管理に係る消防計画
	統括防災管理者等の届出
消防用設備等	消防用設備等及び特殊消防用設備等の設置及び維持等
	消防用設備等の点検報告
危険物施設等	
建築構造等	定期調査報告
	建築構造等（建築構造・防火区画・階段）
	避難施設等

別表 2 (第 4 条 関係)

区分	表示マーク
表示マーク (銀)	
表示マーク (金)	
<p>備考</p> <p>1 様式の大きさは、日本工業規格 B 4 とする。</p> <p>2 色彩は、地を紺色、その他のもの（消防本部名を除く。）にあっては、それぞれ銀色又は金色とする。</p>	